

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：名護市長、名護市議会議員、名護市選挙管理委員会、名護市代表監査委員、名護市農業委員会、
名護市消防長、名護市教育委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.2%
全職員	68.3%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長相当職	98.7%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.1%
31～35年	88.1%
26～30年	89.2%
21～25年	98.3%
16～20年	87.0%
11～15年	89.9%
6～10年	90.4%
1～5年	94.5%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当の男性に支給している割合が高く、受給者の全体に占める男性割合は、扶養手当が約80%、住居手当が約70%となっており、男女の給与の差異の一因となっているものと考えられる。
- ・会計年度任用職員のうち、給料の号給が比較的高く設定されている技術職員の全体に占める男性割合が約95%となっており、男女の給与の差異の一因となっているものと考えられる。（一般事務職の全体に占める女性割合は約80%）
- ・2. (1)「本庁課長補佐相当職」欄について、本市は該当する役職がないため記載なし。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。